

## 八尾市規則第138号

### 八尾市生活環境の保全と創造に関する条例施行規則

八尾市公害防止条例施行規則（昭和54年八尾市規則第30号）の全部を改正する。

#### （趣旨）

第1条 この規則は、八尾市生活環境の保全と創造に関する条例（平成30年八尾市条例第21号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この規則において「特定施設」とは、別表第1に掲げる施設をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

#### （規制基準）

第3条 条例第19条第1項の規則で定める規制基準は、別表第2のとおりとする。

#### （貸工場等の規制）

第4条 条例第23条第1項の規則で定める公害防止に必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 壁及び屋根は、コンクリート材又はこれと同等以上の防音効果を有する材料を使用すること。
- (2) 窓及び出入口は、二重構造又はこれと同等以上の防音効果を有する構造とすること。
- (3) 換気口及び換気設備を設ける場合には、吸排気口に吸音効果を有するダクトを周辺の生活環境に障害を及ぼさない適切な位置に設けること。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しないものとする。

- (1) 自己の所有する建物を他人に工場として使用させる場合であって、当該建物が一戸建てであり、その全部を一事業主が使用し、かつ、当該工場から発生する騒音が、騒音規制法に基づく規制基準（平成13年八尾市告示第75号）又は大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成6

年大阪府規則第81号)別表第21第1号に定める騒音に係る規制基準(次号において「関係法令規制基準」という。)に適合することが確実にできると認められるとき。

(2) 工場として分譲する事業者が既に決まっており、当該工場の建物内から発生する騒音が、関係法令規制基準に適合することが確実にできると認められる場合

(3) 自己の所有する建物を他人に工場として使用させ、又は他人に工場として分譲しようとする場合であって、当該建物が都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章に定める工業専用地域(大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第21第1号に規定する既設の学校、保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び第2種区域の境界線から15メートル以内の区域を除く。)にあるとき。

(事故時の措置)

第5条 条例第24条第1項の規則で定める場合は、次に掲げる規定により応急の措置を講じなければならない場合とする。

(1) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第17条第1項

(2) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条の2第1項から第3項まで

(3) 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)第10条第1項

(4) ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第23条第1項

(5) 大阪府生活環境の保全等に関する条例(平成6年大阪府条例第6号)第64条第1項、第80条第1項又は第81条の28第1項

2 条例第24条第2項の規則で定める場合は、次に掲げる規定により事故の状況及び講じた措置の概要を届け出なければならない場合とする。

(1) 水質汚濁防止法第14条の2第1項から第3項まで

(2) 大阪府生活環境の保全等に関する条例第64条第1項、第80条第1項又は第81条の28第1項

3 条例第24条第2項の規定による報告は、事故の状況報告書(様式第1号)により行わなければならない。

(特定工場等設置の許可申請)

第6条 条例第25条の規定により同条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に関係書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 特定工場等の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類、位置、構造及び数量
- (4) 建物及び施設の構造及び位置
- (5) 作業の種類及び方法
- (6) 主な原材料
- (7) 排出水の量及び汚染状態
- (8) 公害の防止の方法
- (9) 特定工場等の敷地面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第1号に規定する敷地面積をいう。以下同じ。）
- (10) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書の様式は、特定工場等設置許可申請書（様式第2号）とする。  
（特定工場等設置許可等の通知）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があった時は、当該申請があった日から起算して60日以内に、当該申請をした者に対し許可をし、又はしない旨の通知をするものとする。ただし、やむを得ない理由によりその期間内に通知できないときは、当該申請をした者にその理由及び期限を付して通知するものとする。

2 前項に規定する許可をする旨の通知は、特定工場等設置（変更）許可証（様式第3号）により行うものとする。  
（許可の基準）

第8条 条例第26条第1項第1号（条例第30条第3項において準用する場合を含む。）の規則で定める基準は、次に掲げる法律及び大阪府の条例に定める基準とする。

- (1) 大気汚染防止法
- (2) 水質汚濁防止法
- (3) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）

- (4) 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- (5) 悪臭防止法
- (6) ダイオキシン類対策特別措置法
- (7) 大阪府生活環境の保全等に関する条例
- (8) 水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準を定める条例（昭和49年大阪府条例第8号）

（特定工場等設置許可の条件）

第9条 条例第26条第1項第2号（条例第30条第3項において準用する場合を含む。）の規則で定める条件は、次のとおりとする。

- (1) 別表第1第2項に掲げる振動に係る特定施設を設置しようとする場合であつて、前条第4号に掲げる法律又は同条第7号に掲げる大阪府の条例に定める基準に適合しないおそれがあると認められるときは、防振ゴム、コイルバネ、空気バネ又はこれらと同等以上の防振効果を有する設備を設けること。
- (2) アクリル系樹脂を重合又は溶融するものにあつては、燃焼式処理装置若しくは薬液による吸収式処理装置又はこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設けること。
- (3) その他生活環境を著しく阻害するおそれのある場合は、公害の防止に努めること。

（表示板の掲出）

第10条 条例第27条の規則で定める表示板は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の表示板は、条例第25条の許可の申請又は条例第30条第1項の変更許可の申請の後直ちに掲示し、これらの申請による特定工場等に係る工事が完了するまで掲示しておかなければならない。

（公害防止担当者の設置等）

第11条 条例第28条第1項の規則で定める場合とは、特定工場等が条例別表の4の項第16号に掲げる倉庫である場合とする。

（選任等の届出）

第12条 条例第29条の規定による届出は、公害防止担当者選任（変更）届出書（様式第5号）により行わなければならない。

(変更許可の申請)

第13条 条例第30条第1項の規定により、次に掲げる事項の変更について同項の変更許可を受けようとする者は、特定工場等変更許可申請書(様式第6号)に必要事項を記載し、関係書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 条例第25条又は第30条第1項の許可に係る特定工場等において設置されている特定施設(以下この号において「許可に係る特定施設」という。)の第6条第1項第3号に掲げる事項の変更(次に掲げる場合のいずれかに該当する変更に限る。)

ア 許可に係る特定施設とは種類が異なる特定施設を設置する場合

イ 許可に係る特定施設と種類を同じくする特定施設を増設する場合(当該増設に係る特定施設の数と種類を同じくする許可に係る特定施設の数に2を乗じて得た数を超える場合に限る。)

ウ 許可に係る特定施設の構造又は位置の変更に伴い、当該特定工場等の敷地境界線において騒音又は振動の大きさが増加する場合

(2) 第6条第1項第4号に掲げる事項の変更(当該特定工場等の敷地境界線において騒音又は振動の増加を伴う場合に限る。)

(3) 第6条第1項第5号に掲げる事項の変更(当該特定工場等の敷地境界線において騒音又は振動の増加を伴わない場合又は特定施設の使用開始時刻の繰上げ若しくは使用終了時刻の繰下げを行わない場合を除く。)

(4) 第6条第1項第6号に掲げる事項の変更(有害物質の種類が増加又は変更の場合に限る。)

(5) 第6条第1項第7号に掲げる事項の変更(排出水の量の増加により規制基準の許容限度が変わる場合又は排出水の汚染状態の数値が高くなる場合に限る。)

(6) 第6条第1項第8号に掲げる事項の変更(次に掲げる場合のいずれかに該当する変更を除く。)

ア 汚水処理施設の一部を更新する場合

イ 騒音又は振動の防止の方法の変更に伴い、当該特定工場等の敷地境界線において騒音又は振動が増加しない場合

(7) 第6条第1項第9号に掲げる事項の変更

(8) 第9条各号に掲げる事項の変更

2 第7条の規定は、前項の変更許可の申請について準用する。

(工事の完了検査)

第14条 条例第31条第1項の規則で定める検査申請書の様式は、特定工場等検査申請書（様式第7号）とする。

2 条例第31条第2項の規則で定める検査済証の様式は、特定工場等検査済証（様式第8号）とする。

(検査済表示板)

第15条 条例第31条第4項の規則で定める検査済表示板の様式は、特定工場等検査済表示板（様式第9号）とする。

(氏名等の変更届)

第16条 条例第32条の規定による氏名等変更の届出は、氏名等変更届出書（様式第10号）により行わなければならない。

(廃止届)

第17条 条例第32条の規定による特定工場等の廃止の届出は、特定工場等廃止届出書（様式第11号）により行わなければならない。

(承継届)

第18条 条例第33条第3項の規定による届出は、特定工場等承継届出書（様式第12号）に承継を証明する書類を添付して行わなければならない。

(許可手数料)

第19条 条例第25条の許可の申請に係る条例第34条第1項の規則で定める手数料の額は、当該申請1件につき、第1号に定める基本手数料の額に第2号に定める規模別手数料の額を加算して得た額とする。ただし、その額が50,000円を超える場合は、50,000円とする。

(1) 基本手数料 3,000円

(2) 規模別手数料 次に掲げる当該申請に係る特定工場等の敷地面積の区分に応じ、それぞれ定める額とする。

ア 100平方メートル以内のもの 1,000円

イ 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの（100平方メー

トルに満たない端数があるときは、これを100平方メートルとする。)

1,000円に、100平方メートルを超える100平方メートルごとに1,000円の割合で算出した額を加えた額

ウ 500平方メートルを超えるもの(500平方メートルに満たない端数があるときは、これを500平方メートルとする。) 5,000円に、500平方メートルを超える500平方メートルごとに5,000円の割合で算出した額を加えた額

2 条例第30条第1項の変更許可の申請に係る条例第34条第1項の規則で定める手数料の額は、当該申請1件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 当該申請が特定工場等の敷地面積の増加を伴わないものである場合  
3,000円

(2) 当該申請が特定工場等の敷地面積の増加を伴うものである場合 前号に定める額に、当該増加した部分の敷地面積を算定の基礎として前項第2号の規定の例により算出して得た額を加えた額(その額が50,000円を超える場合は、50,000円)

3 市長は、第1項第2号に規定する特定工場等の敷地面積については、当該申請に係る特定工場等の敷地面積のうち、特定工場等として使用する部分(資材置場及び駐車場として使用する部分を含む。以下この項において「特例敷地面積部分」という。)とそれ以外の部分を明確に区分して申請が行われた場合においては、当該特例敷地面積部分をもって同号に規定する特定工場等の敷地面積とすることができる。ただし、当該申請に係る特定工場等の敷地面積が当該特定工場等の建築面積(建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する建築面積をいう。)に3を乗じて得た面積に満たない場合については、この限りでない。

4 市長は、条例第34条第1項の許可の申請が国又は地方公共団体によるものであるときは、同条第2項第1号の規定により手数料を減免するものとする。

5 市長は、条例第34条第2項第2号の許可申請がもっぱら公害防止を目的に、公害の原因となる物質等の処理施設の設置又は処理方法の改善を主として行われるものであると認められるときは、同号の規定により手数料を減免する

ものとする。

(カラオケ装置設置届)

第20条 条例第37条の規定による届出は、カラオケ装置設置届出書(様式第13号)により行わなければならない。

(カラオケ装置設置構造基準)

第21条 条例第38条の規則で定める構造基準は、別表第3のとおりとする。

(騒音に係る基準)

第22条 条例第39条第2項の規則で定める騒音に係る基準は、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第21第1号に定める騒音に係る規制基準とする。

(緩衝地帯)

第23条 条例第40条の規則で定める緩衝地帯は、敷地境界線から敷地内へ4.7メートル以上の幅を有する区域とする。ただし、敷地境界線の外側に接して、道路、河川(河川敷及び水路を含む。)又は鉄道敷がある場合は、その接している敷地境界線の部分については4.7メートルから、それらの幅員を減じた幅以上の緩衝地帯とすることができる。

(緩衝地帯における構造基準)

第24条 条例第40条ただし書の規則で定める構造基準は、次のとおりとする。

- (1) 壁、屋根及び床は、コンクリート材又はこれと同等以上の防音効果を有する材料を使用し、すき間の生じない構造とすること。
- (2) 窓及び出入口は、二重構造又はこれと同等以上の防音効果を有する構造とすること。
- (3) 主要な居室内は、適切な吸音措置及び防音を考慮した換気上有効な措置を講ずること。

(屋外燃焼行為の除外規定)

第25条 条例第43条ただし書の規則に定める燃焼行為は、次のとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な燃焼行為
- (2) 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な燃焼行為
- (3) 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な燃焼行為



- (4) 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる燃焼行為
  - (5) たき火その他日常生活を営む上で通常行われる燃焼行為であって軽微なもの
  - (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の7に掲げる構造を有する焼却炉を用いて、これを適切に稼働させ、かつ、次のいずれにも該当する方法により行う燃焼行為
    - ア 煙突の先端以外の部分から燃焼ガスが排出されないように燃焼すること。
    - イ 煙突の先端から火炎又は日本産業規格D8004に定める汚染度が25パーセントを超える黒煙が排出されないように燃焼すること。
    - ウ 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように燃焼すること。
- （低公害車）

第26条 条例第51条の規則で定める自動車は、次のとおりとする。

- (1) 燃料電池自動車
- (2) 電気自動車
- (3) 天然ガス自動車
- (4) ハイブリッド自動車
- (5) プラグインハイブリッド自動車

（環境の保全と創造に関する協定）

第27条 条例第55条第1項の協定（以下この条において「協定」という。）

は、次に掲げる事項のうち、市長が当該協定の締結の目的に照らして必要と認めるものについて定めるものとする。

- (1) 大気汚染に関する事項
- (2) 水質汚濁に関する事項
- (3) 土壌又は地下水の汚染に関する事項
- (4) 騒音又は振動に関する事項
- (5) 悪臭に関する事項
- (6) 廃棄物に関する事項
- (7) 緊急時の措置に関する事項

(8) 地球温暖化に関する事項

(9) 環境マネジメントに関する事項

(10) 地域住民との協働に関する事項

(11) 定期的な報告その他市長が必要と認める事項

2 協定の締結の対象となる事業者は、敷地面積が1,000平方メートル以上又は従業員の数が10人以上の特定工場等の事業者その他市長が必要と認める工場等の事業者とする。

3 市長は、協定を締結したときは、事業者に対し環境の保全と創造に関する協定締結済証（様式第14号）を交付するものとする。

（身分証明書の様式）

第28条 条例第56条第2項の身分を示す証明書の様式は、八尾市生活環境の保全と創造に関する条例に基づく立入検査職員の証（様式第15号）とする。

（申請書等の提出部数）

第29条 この規則の規定により提出する申請書、届出書又は報告書（その添付書類及び関係書類を含む。）は、正本及び副本を1部ずつ提出しなければならない。

（委任）

第30条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に改正前の八尾市公害防止条例施行規則の規定により作成された様式の内紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規則の相当規定により作成された様式の内紙として使用することができる。

3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

附 則（平成31年3月27日規則第19号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年7月1日から施行する。ただし、第8条第8号の改正規定、様式第4号の改正規定及び様式第5号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の公布の日からこの規則の施行の日の前日までの間における改正後の様式第4号備考第4項の規定の適用については、同項中「日本産業規格」とあるのは、「日本工業規格」とする。

附 則 (令和3年3月15日規則第21号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の八尾市生活環境の保全と創造に関する条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の八尾市生活環境の保全と創造に関する条例施行規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則 (令和4年3月24日規則第9号)

この規則は、令和4年10月1日から施行する。